

## 「通帳レス口座」取扱規定

(令和7年9月22日現在)

### 1. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『こうしんアプリ』の利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座をいいます。
- (2) 通帳レス口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きによります。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『こうしんアプリ』への登録を必須とします。

### 2. (取扱店の範囲)

当金庫の窓口をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

### 3. (取引方法)

- (1) 通帳レス口座は、原則、キャッシュカードによる現金自動預入払出機のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただけます。
- (2) 総合口座担保定期預金のお取引はこうしんアプリおよび窓口によりお取引いただけます。
- (3) 当金庫本支店窓口でのお手続きが必要となる場合は、当金庫所定の書類に届出のご印鑑により署名押印のうえ提出するほか、『こうしんアプリ』における有効な口座情報を提示してください。

### 4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、『こうしんアプリ』または『インターネットバンキング』によりご確認ください。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

### 5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『こうしんアプリ』により切替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、『こうしんアプリ』で確認することができます。

なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、『こうしんアプリ』での確認はできません。

- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、切替日から『こうしんアプリ』によりご確認ください。

#### 6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫の窓口での所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳レス口座を『こうしんアプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用いただけない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
- (3) 切替え時は新たな通帳を発行するものとします。
- (4) 新たに発行する通帳には、有通帳口座へ切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (5) 通帳発行時、当金庫所定の手数料をいただきます。

#### 7. (預金の受入れ)

当金庫の窓口で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類を提出してください。

#### 8. (預金の払戻し等)

- (1) 当金庫の窓口で通帳レス口座の払戻し等をするときは、当金庫所定の書類に届出のご印鑑により署名押印のうえ、提出してください。
- (2) 『こうしんアプリ』で口座開設したご印鑑の届出がない普通預金口座については、届出のご印鑑押印に代えて顔写真付本人確認書類を提示してください。
- (3) 当金庫は、前項のお取引の手続きに加え、当該預金のお取引を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めています。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまではお取引を行いません。

#### 9. 『こうしんアプリ』による定期預金取引に関する注意事項

- (1) 『こうしんアプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金新約については、『こうしんアプリ』に通帳レス口座として登録されている口座が総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」という。）の場合に受け付けます。
- (2) 『こうしんアプリ』にて預入した定期預金口座の届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑とします。なお、『こうしんアプリ』で口座開設したご印鑑の届出がない口座を除きます。
- (3) 『こうしんアプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普

通預金)へ振り替えます。

- (4) 定期預金の新約を取り消す場合は、『こうしんアプリ』で解約をしていただくこととなります。定期預金の解約を取り消す場合は、窓口でのお手続きが必要となります。

#### 10. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、店頭にて当金庫所定の書類に届出のご印鑑により署名押印のうえ提出するほか、『こうしんアプリ』における有効な口座情報を提示してください。
- (2) 『こうしんアプリ』で口座開設したご印鑑の届出がない普通預金口座については、届出のご印鑑押印に代えて顔写真付本人確認書類を提示してください。
- (3) 通帳レス口座を解約した時点で、『こうしんアプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (4) 通帳レス口座の解約後において、当金庫の窓口で対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

#### 11. (他規定の準用)

この規定に定めのない事項については、「普通預金・無利息型普通預金規定」「総合口座取引規定」「各種定期預金規定」の定めによるものとします。

#### 12. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、次に掲げる場合には、本規定の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意することなく契約の内容を変更することができるものとします。
  - ① 本規定の変更が、預金者の一般の利益に適合する場合。
  - ② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
- (2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生日を定め、かつ本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容ならびにその効力発生日をホームページその他適切な方法により通知します。
- (3) 第1項2号による変更の場合、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上